

## 『住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」』 概要

### 特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、平成27年10月から全国民に個人番号が通知され、社会保障・税・災害対策の各種行政手続で利用されております。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル（※）を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するため適切な措置を講ずる旨を宣言するものであり、京都府では番号法に基づき、平成27年6月に特定個人情報保護評価を実施し、評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表しているところです。

特定個人情報保護評価に関する規則により、前回の公表から5年を経過する前に、評価を再実施するよう努めるものとされていることから、再評価を実施するものです。

※ 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことです。

### 1 評価書名

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書（案）

### 2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 3 項目一覧

#### I 基本情報

（別添1）事務の内容

#### II 特定個人情報ファイルの概要

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

#### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

#### IV その他のリスク対策

#### V 開示請求、問合せ

#### VI 評価実施手続

（別添3）変更箇所

### 4 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

#### （1）事務の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

## (2) 事務の内容

- ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。 ※）への通知
- ③京都府知事から京都府の他の執行機関又は他部署への本人確認情報の提供・移転
- ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
- ⑤機構への本人確認情報の照会

(※) 地方公共団体情報システム機構：住民基本台帳法に基づく本人確認情報に係る事務等を行っている、地方公共団体が共同で運営する全国組織。

## (3) 対象人数

30万人以上

## (4) 使用するシステム

住民基本台帳ネットワークシステム

## 5 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 特定個人情報ファイル名  
京都府知事保存本人確認情報ファイル
- (2) 対象となる本人の数  
100万人以上1,000万人未満
- (3) 対象となる本人の範囲  
京都府内の住民
- (4) 記録される項目  
個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、住民票関係情報
- (5) 保有開始日  
平成27年7月15日

## 6 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- (1) 特定個人情報の入手  
京都府知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村から通知される本人確認情報に限定
- (2) 特定個人情報の使用  
PCのログイン時のユーザID・パスワード認証に加え、住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセス時の生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等を通じて不正使用を防止
- (3) 特定個人情報ファイルの委託  
契約書等で本人確認情報の万全かつ安全な管理を確約させるとともに、必要に応じ、京都府職員の現地調査、指示・監督を実施  
再委託する場合は、事前に京都府知事の許可を得た上で、再委託先との契約において秘密保持義務を課すことを義務付けるとともに、直接本人確認情報に関わらない業務のみに限定
- (4) 特定個人情報の提供・移転  
特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際、提供・移

転(※)の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、保存  
(※)提供：特定個人情報を評価実施機関以外の者に供与すること。

移転：評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供すること。

#### (5) 特定個人情報の保管・消去

都道府県サーバ及び代表端末の保管場所に関しては、監視カメラによる入退室者の特定や記録媒体の保管場所の施錠管理は勿論、コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断する。

また、磁気ディスクの廃棄時は、契約及び規程に基づき、内容の消去、破壊等を実行するとともに、その記録を残す。

住民票記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び削除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間（150年間）を経過した後にシステム上自動的に消去される。

### 7 その他のリスク対策

#### (1) 自己点検・監査

年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する全所属に対し、チェックリストを配付し、自己点検を実施する。

また、自己点検の内容に基づき、自治振興課において、必要に応じ実地監査を実施

#### (2) 従業者に対する教育・啓発

端末機が設置されている所属の担当者や新たに住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとなった者を対象に、必要な知識の取得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。

### 8 開示請求、問合せ

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部自治振興課

### 9 評価実施手続

しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務づけられる。住民等からの意見の聴取については、令和2年3月17日(火)～4月16日(木)の間、京都府民意見提出手続要綱に基づき実施する。

### 10 今後のスケジュール

○令和2年3月17日(火)～令和2年4月16日(木)

意見聴取（パブリックコメント）

○令和2年4月～令和2年5月

第三者点検（京都府情報公開・個人情報保護審議会諮問、答申）

○令和2年6月

個人情報保護委員会へ評価書提出、評価書公表